

こんなに危険！～自民党の憲法改正草案

◆戦争への布石がいっぱい！

◇アメリカの戦争に巻き込まれる！

現憲法 第九条 ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

改正案 第九条 2 前項の規定は、**自衛権の発動を妨げるものではない。**

他国が攻められたとき、その防衛に参戦できる権利＝「集団的自衛権」の行使が改訂のねらいとみられます。同盟国アメリカは日本にそれを要求しており、安倍首相自身も自衛隊を国防軍にして交戦権を認め、集団的自衛権を行使できるようにすると発言しているのです。しかしアメリカはテロからの防衛を口実に他国を先制攻撃するような国です。アメリカに言われるがままに、日本が大義なき戦争に巻き込まれることになりかねません。



◇軍事政権への道！？

現憲法 第六十五条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、**文民でなければならない。**

改正案 第六十六条 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、**現役の軍人であってはならない。**

退役軍人ならOKというわけじゃ



軍国主義復活を許しそうで恐いニャ～

◇徴兵制度導入の準備！？

現憲法 第十八条 何人もいかなる奴隷的拘束も受けない。

改正案 第十八条 何人も、その意に反すると否にかかわらず、**社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。**

「奴隷的拘束」をなぜ削除!? 兵役がそれに当たるとも言えるからかニャ?



仮に徴兵制をしつつもいなくても、奴隷的拘束なんぞゴメンじゃよ!

◆デモ・集会・政府批判もできなくなる！？

—表現の自由に制約が—

現憲法 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

改正案 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。
2 前項の規定にかかわらず、**公益および公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない。**

何が「公益および公の秩序を害する」のか、判断基準が明確でないため、意図的な運用が可能となります。脱原発デモや反TPP集会、政府を批判する報道や出版、インターネット上の書き込みなど、表現の自由が弾圧される恐れがあります。



◆国民を守る憲法から、国民を縛る憲法へ —近代立憲主義の否定—

現憲法 第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。

改正案 第二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。
2 国会議員、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ。

国家権力は時として暴走することがある、というのが、過去の戦争や悲惨な歴史を通じて世界が学んだ教訓でした。その反省の上に立ち、1人1人の人間の尊厳が何よりも尊重されるように、国家や支配層に対して、国民の側から制約を課す——それこそが憲法の目的なのです。このように憲法によって国家の暴走から国民を守り、権利を保障しようとする考え方を近代立憲主義と呼びます。近代国家の常識であるこの近代立憲主義が、自民党の憲法改正草案では否定されています。こんな憲法に改悪してしまっは、もう近代民主主義国家とは呼べません。

現憲法

改正案

全面改訂

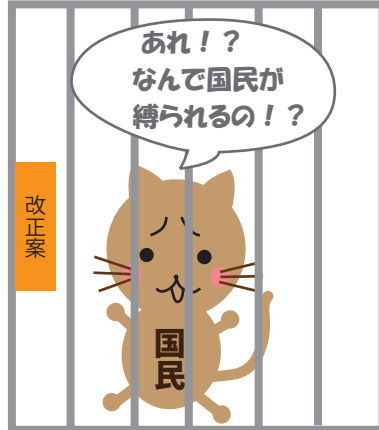
前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。／日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。／われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。／日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

国家権力が暴走しないよう国の権力者に手かせ足かせをはめるのが憲法なんだニヤ



憲法前文を読むたびにワシは感動のあまり涙が出るのじゃ。これを全面改訂するとは……



※自民党の憲法改正草案の全文はこちらでダウンロードできます。



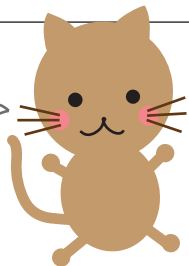
http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf

◆改正手続きが容易に

現憲法 第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

改正案 第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。

まずは改正しやすくし、次にだんだん中身を変えていくという魂胆だニヤ！



次の参院選で自民・維新・みんなが三分の二を取れば憲法改正に突き進むじゃろう。そうさせてはならんじゃ！